

◆物品契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和5年度第4四半期分

整理番号	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）
1	ボイラー灰搬出装置ほか1点（舞洲工場）買入	産業用機器	日立造船(株)	51,304,000	令和6年1月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
2	じん芥クレーンバケット用部品（#1）ほか1点（八尾工場）買入	産業用機器	(株) 福島製作所	2,909,500	令和6年1月11日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
3	クレーンバケット部品1ほか2点（平野工場）買入	産業用機器	(株) 福島製作所	14,432,000	令和6年1月11日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
4	モジュール#1ほか3点（西淀工場）買入	産業用機器	富士電機（株）	6,517,500	令和6年1月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
5	HCL分析計部品#1ほか1点（八尾工場）買入	産業用機器	富士電機（株）	9,830,700	令和6年1月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
6	電子計算機ほか1点（西淀工場）買入	産業用機器	富士電機（株）	10,923,000	令和6年1月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
7	エレメントパイプ1ほか4点（平野工場）買入	産業用機器	JFEエンジニアリング（株）	17,571,400	令和6年1月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
8	バーナー用ノズル（平野工場）買入	産業用機器	JFEエンジニアリング（株）	2,186,800	令和6年1月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
9	火格子#1ほか10点（八尾工場）買入	産業用機器	三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）	14,300,000	令和6年1月26日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
10	ろ布ほか18点（八尾工場）買入	産業用機器	三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）	34,540,000	令和6年1月26日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
11	じん芥クレーンバケット用油圧シリンダ（平野工場）買入	産業用機器	(株) 福島製作所	1,496,000	令和6年1月26日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30

12	クレーンバケット用部品（舞洲工場）買入	産業用機器	（株）福島製作所	1,196,800	令和6年1月26日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
13	耐火タイル1ほか5点（舞洲工場）買入	産業用機器	日立造船(株)	57,828,760	令和6年2月13日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
14	火格子駆動用部品（八尾工場）買入	産業用機器	三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）	33,000,000	令和6年2月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
15	中間火格子ブロックほか36点（東淀工場）買入	産業用機器	日立造船(株)	52,580,000	令和6年2月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
16	ピースカッター（舞洲工場）買入	産業用機器	日立造船(株)	8,800,000	令和6年2月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30

随意契約理由書

1 案件名称

ボイラー灰搬出装置ほか1点（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回買入するボイラー灰搬出装置ほか1点は、日立造船（株）の設計による舞洲工場ボイラー設備の主要部品であり、本製品の詳細仕様は、非公開のため他社では知りえず、同社以外の製品を使用することは不可能である。

（2）業者選定理由

本部品は日立造船(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

（電話番号 06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

じん芥クレーンバケット用部品(#1)ほか1点(八尾工場) 買入

2 契約の相手方

株式会社 福島製作所

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入するじん芥クレーンバケット用部品は、じん芥クレーンバケットシェル部に取付ける爪・爪翼であり、株式会社福島製作所製のじん芥クレーンバケットの主要構成部品であって、当該会社独自の技術により設計・製作されたものである。

したがって、本部品は形状・寸法及び性能保証の関係から他社製品を使用できない。
以上の理由により、株式会社福島製作所製の製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

じん芥クレーンバケット用部品である爪・爪翼は、株式会社福島製作所のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、株式会社福島製作所を特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場 (電話番号 072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

クレーンバケット部品1ほか2点(平野工場)買入

2 契約の相手方

株式会社福島製作所

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入する部品は、株式会社福島製作所製のクレーンバケットに取付ける主要構成部品であり、当該会社独自の技術により設計・製作されたものである。

したがって、本製品の詳細寸法、仕様、材質は、非公開のため他社では構造を知りえず、製作が不可能であるため、株式会社福島製作所製の製品を指定するものである。

業者選定理由

本部品は株式会社福島製作所のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、株式会社福島製作所と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号 06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

モジュール# 1 ほか 3 点 (西淀工場) 買入

2 契約の相手方

富士電機株式会社

3 随意契約理由

1) 製品指定理由

今回買入するモジュール# 1 ほか 3 点は富士電機株式会社において独自の技術により設計・施工された電子計算機設備の一構成部品である。従って本部品の詳細寸法及び関連機構との関係は、当該会社のみが知っており、他社においては製作不可能であるため富士電機株式会社の製品を指定する。

2) 業者選定理由

本部品は、富士電機株式会社のみが直接販売を行っており他社では取り扱いができない。よって富士電機株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場
(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

HCL 分析計部品 #1ほか1点(八尾工場)買入

2 契約の相手方

富士電機株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入する HCL 分析計部品 #1ほか1点は、富士電機株式会社が設計した八尾工場の焼却設備を構成する電気計装設備の構成部品であり、当該会社独自の技術により設計・製作されたものである。

したがって、本製品は形状寸法及び性能保証の関係から他社製品を使用できない。
以上の理由により、富士電機株式会社製の製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

本製品は、富士電機株式会社のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、富士電機株式会社と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場 (電話番号 072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

電子計算機ほか1点（西淀工場）買入

2 契約の相手方

富士電機株式会社

3 随意契約理由

（1）今回購入する電子計算機ほか1点は、西淀工場における運転制御装置の中核部である電子計算機設備の一部である。

本電子計算機内の制御システムは、富士電機株式会社独自の技術により設計・製作されたものであり、本電子計算機以外では動作を保証することが出来ない。本買入を実施するためには、電子計算機単体だけでなく、他の制御機器との連携・制御内容を理論的・経験的に知悉する必要があり、富士電機株式会社以外では技術的な対応が不可能である。

また、買入後の電子計算機において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がありこの条件を満たす本電子計算機を指定する。

（2）業者選定理由

富士電機株式会社製制御システムを含む本製品は、富士電機株式会社のみが直接販売を行っており他社では取り扱いができない。よって富士電機株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場

（電話番号072-923-4226）

随意契約理由書

1 案件名称

エレメントパイプ1ほか4点（平野工場）買入

2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入するエレメントパイプほか1点は平野工場ボイラー設備のストブロワの主要部品であり、J F Eエンジニアリング株式会社と汽罐部品製造株式会社により設計された特注品である。従って本部品は、形状寸法、材質及び性能保証の関係から他社製品を使用することは不可能である。

業者選定理由

本部品はJ F Eエンジニアリング株式会社のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、J F Eエンジニアリング株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

（電話番号 06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

バーナー用ノズル（平野工場）買入

2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入するバーナー用ノズルは平野工場燃焼設備の助燃・再燃バーナーの主要部品であり、J F Eエンジニアリング株式会社と大阪装置建設株式会社により設計された特注品である。従って本部品は、形状寸法及び性能保証の関係から他社製品を使用することは不可能である。

業者選定理由

本部品はJ F Eエンジニアリング株式会社のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、J F Eエンジニアリング株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号 06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

火格子# 1 ほか 10 点 (八尾工場) 買入

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入する火格子# 1 ほか 10 点は、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社が設計施工した八尾工場の焼却設備を構成する機械設備の一構成部品であり、本部品の詳細寸法や機械設備条件との関係上、他社においては製作不可能である。したがって、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社の製品を指定する。

(2) 業者選定理由

本部品は三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場 (電話番号 072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

ろ布ほか18点（八尾工場）買入

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入する製品は、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社が設計施工した焼却設備の一構成部品であり、本製品の詳細寸法や機械設備条件との関係上、他社においては製作不可能である。したがって、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社の製品を指定する。

(2) 業者選定理由

本製品は三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場 （電話番号 072-923-4226）

随意契約理由書

1 案件名称

じん芥クレーンバケット用油圧シリンダ（平野工場）買入

2 契約の相手方

株式会社福島製作所

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入する部品は、株式会社福島製作所製のクレーンバケットに取付ける主要構成部品であり、当該会社独自の技術により設計・製作されたものである。

したがって、本製品の詳細寸法、仕様、材質は、非公開のため他社では構造を知りえず、製作が不可能であるため、株式会社福島製作所製の製品を指定するものである。

業者選定理由

本部品は株式会社福島製作所のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、株式会社福島製作所と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

（電話番号 06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

クレーンバケット用部品（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

株式会社福島製作所

3 随意契約理由

製品指定理由

今回買入するクレーンバケット用部品は、株式会社福島製作所設計・施工による舞洲工場じん芥クレーンバケットの主要部品であり、独自の技術により製作されたものである。

本製品の詳細寸法及び関連機構との関係は当該会社以外では知りえず、他社では製作不可能であるため、株式会社福島製作所の製品を指定する。

業者選定理由

本部品は株式会社福島製作所が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、株式会社福島製作所と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場
(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

耐火タイル1ほか5点（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

製品指定理由

今回買入する耐火タイル1ほか5点は、日立造船株式会社設計・施工による舞洲工場焼却炉の主要部品であり、独自の技術により製作されたものである。

本製品の詳細寸法及び関連機構との関係は当該会社以外では知りえず、他社では製作不可能であるため、日立造船株式会社の製品を指定する。

業者選定理由

本部品は日立造船株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、日立造船株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

火格子駆動用部品（八尾工場）買入

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回購入する火格子駆動用部品は、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社が設計施工した八尾工場の焼却設備を構成する機械設備の一構成部品であり、本部品の詳細寸法や機械設備条件との関係上、他社においては製作不可能である。したがって、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社の製品を指定する。

（2）業者選定理由

本部品は三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場 （電話番号 072-923-4226）

随意契約理由書

1 案件名称

中間火格子ブロックほか36点（東淀工場）買入

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入する中間火格子ブロックほか36点は、日立造船株式会社製の東淀工場焼却設備の一構成部品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・設計条件との関係上、他社においては製作不可能である為、日立造船株式会社製の製品を指定するものである。

業者選定理由

本部品は日立造船株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができない。そのため、上記会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東淀工場（電話番号 06-6327-4541）

随意契約理由書

1 案件名称

ピースカッター（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回購入するピースカッターは、日立造船(株)施工による舞洲工場破碎施設における可燃・不燃設備の一構成部品であって、本製品の詳細寸法、仕様、材質及び関連機構との関係は、非公開のため他社では知りえず、使用部品の調達が不可能である。よって、日立造船(株)製品とする。

（2）業者選定理由

本部品は日立造船(株)が直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)